

答申第 243 号

情 公 第 1668 号

令和 7 年 8 月 12 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 11 月 25 日付けで諮問された特定個人に関する照会結果文書不存在の件（諮問第 263 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和6年7月4日付け保有個人情報の開示請求のうち、別表の項番1の「請求内容」欄に掲げる請求について、改めて保有個人情報を特定して開示又は不開示の決定を行うべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 未成年者である審査請求人は、親権者を法定代理人として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第2項の規定に基づき、令和6年7月4日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「請求内容」欄に掲げる内容について、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年7月19日付けで、別表の「原処分の内容」欄に掲げる内容のとおり、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年9月18日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

（省略）

## 4 実施機関（担当：福祉子どもみらい局総合療育相談センター）の説明要旨

- (1) 実施機関の担当者は、審査請求人に係る案件を特定個人（審査請求人）の案件としてではなく、一事案として訪問看護の対象となるか特定機関に電話照会しており、また、特定機関からの回答は電話での聞き取りのみで、委託事業者から実施機関職員への伝達も口頭であった。医療事務委託事業者（以下「委託事業者」という。）及び伝達を受けた職員の個人メモ（以下「本件メモ」という。）は存在するが、個人の備忘的メモであり組織としての利用を予定しておらず、また、個人を特定する内容ではないため開示対象とはならない。当該電話照会に対して、特定機関に文書による回答も依頼しておら

ず、実際に特定機関から文書を受け取っていない。

(2)「特定機関からの文書等を今からでも受領し公開すべき」との主張については、開示対象となる個人情報の開示請求時点で保有するものであり、開示請求の対象には含まれないことは明らかである。

以上により、法第82条第2項の請求内容に係る保有個人情報が記載された文書を保有していないことに該当するため、不開示としたものである。

## 5 審査会の判断理由

実施機関は、本件請求の対象である保有個人情報のうち、「特定機関から審査請求人が訪問看護の対象外と指摘する旨の文書」については保有していないことを理由に不存在との判断を行っている。

しかし、①実施機関は前記4のとおり本件メモの存在を弁明書で明らかにしており、②当審査会が実施機関に確認したところ、本件メモ以外にも本件請求の対象となる可能性のある記録（以下「本件記録」という。）が存在することが判明している。

そこで以下、本件メモ及び本件記録が審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」（法第76条第1項）に該当するか否か（以下「保有個人情報該当性」という。）を検討する。

### (1) 本件メモについて

ア まず実施機関は、本件メモが「（審査請求人という）特定個人ではなく一事案として訪問看護の対象となるか」を電話照会した結果を記録したものであるとして、保有個人情報該当性を否定している。

しかし、実施機関の説明を踏まえれば、本件メモは、実施機関の担当者が審査請求人の親権者からの問合せに対応するために特定機関に電話照会し、その結果を記録したものと思料される。かかる作成経緯を踏まえれば、たとえ特定機関への電話照会が審査請求人の案件であることを具体的に明示して行われず、また、本件メモ自体に審査請求人の氏名の記載がなかったとしても、本件メモは、他の情報との照合により審査請求人本人を識別できる情報として実施機関内に存在していたものと認められることから、本件メモの保有個人情報該当性を否定することはでき

ない。

イ 次に実施機関は、本件メモが個人の備忘的メモであり、組織としての利用を予定していないことを理由として保有個人情報該当性を否定している。

そこで検討すると、法第76条第1項に規定する「保有個人情報」とは、「行政機関等の職員（略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」（法第60条）とされているところ、同条に規定する「組織的に利用するもの」とは、「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用すること」とされている（個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準第2の3）。

これを本件についてみると、本件メモは、本件請求の事務担当室課所である総合療育相談センターの利用者からの問合せに対応するために、実施機関の担当者が委託事業者を通じて特定機関に電話照会して作成したものとされており、さらにその問合せ内容も、審査請求人が訪問看護の対象となるか否かという実施機関の担当者限りで回答する性質のものとは認め難い内容であることから、本件メモは、実施機関の担当職員個人の段階のものとは認め難く、同センターの業務上必要な情報として利用する想定のもとで作成されたものといわざるを得ない。

よって本件メモは、法第60条に規定する「行政機関等の職員（略）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」とであると認められる。

ウ 以上のことから、本件メモは法第76条第1項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」と認められることから、実施機関は本件メモを本件請求の対象である保有個人情報として特定すべきであったことになるが、実施機関によると、本件メモは現時点では存在しないとのことであるため、結論としては当審査会としても不存在との判断をせざるを得ない。なお、かかる実施機関の保有個人情報の管理のあり方については、後述

の「6」にて附言する。

(2) 本件記録について

ア 実施機関は、本件記録には審査請求人を特定する情報が記載されていないとして、保有個人情報該当性を否定している。

しかし、当審査会が見分したところ、本件記録には訪問看護の適用に係る記載が認められ、しかも、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関では患者ごとにケースファイルを作成しており、本件記録も審査請求人のケースファイルに綴られていたものであることが判明している。こうした本件記録の記載内容及び保管状況を踏まえれば、本件記録は審査請求人本人を識別できる情報と認められることから、本件記録の保有個人情報該当性を否定することはできない。

イ また実施機関は、本件記録が本件請求内容に合致する保有個人情報ではない旨説明している。

しかし、本件請求に係る保有個人情報開示請求書の「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄には「特定機関から審査請求人が訪問看護の対象外と指摘する旨の文書」との記載があり、かかる記載を合理的に解釈すれば、審査請求人としては、訪問看護の対象外であるとの判断に至った経緯が分かる文書を請求する趣旨であったと解される。そして前述のとおり、本件記録には審査請求人への訪問看護の適用に係る記載が認められる以上、これは訪問看護の対象外であるとの判断に至った経緯が分かる文書であることは否定できないことから、本件記録は本件請求内容に合致する保有個人情報と認められる。

ウ 以上のことから、本件記録は法第76条第1項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」と認められるため、実施機関は本件記録を本件請求の対象である保有個人情報として特定すべきである。

6 附言

本件審議のため、当審査会が実施機関へ本件メモの提出を要求したところ、本件メモは、弁明書作成以降存在しないとのことであった。

実施機関において、本件メモが本件処分の段階では保有個人情報に該当し

ないと判断したとしても、審査請求人は当該判断に不服があることを理由に審査請求を行っている以上、当審査会の答申又は審査庁の裁決において保有個人情報該当性が認められる可能性が残されていたことも踏まえれば、実施機関が本件メモを確実に保管すべきであったことは明らかであり、実施機関の保有個人情報の管理は不適切であったといわざるを得ない。

今後、実施機関においては、二度とこのような事態が生じないように、審査請求の対象となった保有個人情報の管理を徹底するようここに附言する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	請求内容	保有個人情報が記録されている行政文書	原処分の内容
1	特定機関から審査請求人が訪問看護の対象外と指摘する旨の文書	—	不開示
2	診療報酬請求書一式	特定機関への診療報酬請求書に添付した審査請求人の診療報酬明細書（令和5年1月、5月、8月、12月、令和6年1月、2月分）	全部開示

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月27日 (収受)	○ 諮問
令和7年6月30日 (第356回審査会)	○ 審議
令和7年7月29日 (第357回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 畷 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和7年8月12日現在) (五十音順)